

農用地利用配分計画の決定及び農用地利用配分によらない賃借権等の設定にかかる 利害関係人からの意見聴取取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第8条第1項及び第9条に定める公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う利害関係人からの意見聴取に係る取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 一括方式の集積計画：市町村が作成する公社を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画
- (2) 計画案：農用地利用配分計画案又は一括方式の集積計画案
- (3) 利害関係人：計画案が作成された市町村の区域における規程第6条第4項に定める応募者

(意見聴取の対象及び掲載方法)

第3条 公社は、市町村から計画案の提出があった場合、当該計画案の各筆明細のうち、利用権を設定する土地の所在、地目及び地積並びに設定する利用権の期間について、速やかに公社のホームページに掲載し、意見聴取に付すものとする。

(意見聴取の期間)

第4条 意見聴取の期間は、ホームページへの掲載日を除き7日後（7日後が公社の休日に当たる場合は、その翌日）の17時までとする。なお、意見聴取期間終了後は、ただちに前条に定める情報をホームページから削除する。

(利害関係人の意見提出の方法)

第5条 利害関係人は、第3条に定める計画案について意見がある場合、前条に定める期間内に、別紙様式1により郵送、FAX又は電子メールにより、公社あて提出する。なお、郵送による場合は、前条に定める期間の末日までに公社に必着とする。

- 2 前項に定める意見は、ホームページに掲載した計画案の内容に対するものであり、かつ、理由を付したものであることとする。
- 3 利害関係人であることが明らかでない場合、又は第1項及び第2項の条件を満たさない意見の場合、当該意見は無効とする。

(意見への対応)

第6条 公社は、前条の意見があった場合、速やかに別紙様式2により市町村に通知するとともに、計画案の取扱いについて検討を依頼する。

2 市町村は、前項の検討の結果、計画案の変更その他必要な修正を行う必要があると判断した場合は、当該計画案において貸付先とされていた者と調整のうえ修正するものとする。

3 市町村は、前2項の検討の結果を速やかに別紙様式3により公社に提出し、公社は、別紙様式4により意見を提出した利害関係人に通知する。

(県への計画案等提出)

第7条 公社は、知事に対し農用地利用配分計画の認可申請(貸付様式第3号)または一括方式の集積計画への同意協議(貸付様式第7号)(以下「申請等」という。)を行う場合、別紙様式1及び別紙様式4の写しを添付するものとする。

2 前項の申請等において、第6条第2項に定める計画の修正が行われた場合は、修正後の計画案に加え、変更前の計画案を付して、知事に提出する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。